

草加市就学援助実施要綱

平成27年12月24日
教委告示第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条に基づき、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して市が行う援助（以下「就学援助」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。
- (2) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「生活保護法」という。）第6条第2項に規定する要保護者をいう。
- (4) 区域外就学者 草加市立小中学校以外の国公立小中学校に在学する児童生徒を言う。

(支給対象者)

第3条 就学援助を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に住所を有し、草加市立小中学校に在学する児童生徒又は区域外就学者の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要保護者
- (2) 要保護者に準ずる程度に困窮している者として、次のいずれかに該当すると教育委員会が認めた者（以下「準要保護者」という。）

ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 児童扶養手当の支給

イ 次のいずれかに該当し、その者の属する世帯の前年度所得額の合計が別表第1に定める認定基準額を下回る者

(ア) 公共職業安定所登録日雇労働者

- (イ) 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
- (ウ) 学級費、PTA会費等の学校納付金の減免が行われている者
- (エ) 学校納付金の納付状態が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で生活状態が極めて悪いと認められる者
- (オ) 経済的な理由により、児童生徒の欠席日数が多い者

ウ 主たる生計維持者の生活状況の急変等により、就学に要する費用の負担が著しく困難である者

(援助項目)

第4条 支給対象者に対し、就学援助として次に掲げる費用を支給するものとする。ただし、要保護者については、第4号、第5号及び第9号に掲げる費用に限る。

- (1) 学用品及び通学用品費
- (2) 新入学児童生徒学用品費
- (3) 校外活動費
- (4) 修学旅行費
- (5) 自然教室費
- (6) 体育実技用具費
- (7) 生徒会費
- (8) 学校給食費
- (9) 医療費

2 前項の規定による費用（以下「援助費」という。）の支給の範囲は、別表第2に定めるとおりとする。

3 援助費の支給額等は、別表第3のとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、区域外就学者に対する就学援助は、当該区域外就学者が在学する学校所在地の教育委員会と協議して定めるものとする。

(申請)

第5条 就学援助の受給を希望する保護者（要保護者を除く。）は、毎年度、就学援助受給申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、申請理由に該当する添付書類を添えて、当該児童生徒が在学する小中学校の校長（以下「学校長」という。）を経て教育委員会へ申請するものとする。

2 家庭状況の変動があった者、他市からの転入者等で援助を必要とする者については、

その都度申請するものとする。ただし、追加申請の受付は当該年度の1月末日までとする。

(認定)

第6条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支給対象者と認めるときは、準要保護者として認定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による認定をしたとき又は不認定としたときは、学校長へ通知する。学校長は、教育委員会からの通知に基づき、当該申請を行った保護者へ通知するものとする。

(認定日)

第7条 前条第1項の規定による認定をしたときの認定日は、申請書を収受した日の翌月1日付けをもって認定日とする。ただし、当該年度4月末日までに第5条の規定による申請を行った者に係る認定日は、当該年度の初日とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めた場合は、相当の日をもって認定日とすることができる。

(特別申請)

第8条 第5条の規定による申請を行い、不認定とされた者が第3条第2号ウに該当したことにより就学援助の受給を希望するときは、申請書に次に掲げる書類を添付し、学校長を経て教育委員会へ申請しなければならない。

- (1) 直近3月程度の給料明細書等の写し
- (2) その他申請理由が客観的に証明できる書類

(支給方法)

第9条 第6条第1項の認定を受けた者（以下「受給者」という。）の援助費は、受給者の指定する金融機関口座への振込みにより支給する。ただし、第4条第1項第8号の費用については、学校の指定する金融機関口座への振込みとし、同項第9号の費用については、医療券を発行するものとする。

2 援助費の支給時期は、各学期末（年3回）とする。

3 保護者が第4条第1項各号（第9号を除く。）の費用を滞納している場合は、教育委員会は受給者の委任を受けたときは、前2項の規定による支給方法に代えて、学校長が指定する金融機関口座へ支払うものとする。

(状況変更等の届出)

第10条 受給者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに学校長へ報告するものとし、学校長は、当該報告のあったときは、遅延なく教育委員会に異動報告を行うものとする。

- (1) 受給者の住所又は氏名に変更があったとき。
 - (2) 受給者が援助費の辞退を申し出るとき。
 - (3) その他援助費の申請書の記載内容に変動があったとき。
- (認定の取消し)

第11条 教育委員会は、受給者が次のいずれかに該当するときは、当該受給者の認定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する要件を欠いたとき。
 - (2) 不正な手段又は虚偽の申請により援助費の支給を受けたとき。
 - (3) 援助費を他の用途に流用したことが判明したとき。
- (援助費の返還)

第12条 教育委員会は、前条の規定に基づき援助費の支給の認定を取り消した場合において、当該取消しに係る期間に対して既に援助費の支給を行ったときは、当該支給を行った援助費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の規定に準拠し、算定した金額

〔第1類基準額＋第2類基準額（冬季加算及び期末一時扶助を含む。）＋教育扶助＋住宅扶助〕×12月×1.3倍

備考

- 1 世帯とは、同一住所に同居するすべての者とする。世帯分離は同一世帯とする。

- 2 所得額とは、給与所得については給与所得控除後の金額、その他の所得については必要経費控除後の金額とする。

別表第2（第4条関係）

援助費の範囲

(1) 学用品及び通学用品費

筆記用具、ノート、辞典、通学用靴、雨傘、上履き、帽子等の児童生徒の所持に係る物品で、通常必要とする学用品及び通学用品の購入費

(2) 新入学児童生徒学用品費

ランドセル、カバン、通学用服、靴等の小学校又は中学校へ入学する児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費

(3) 校外活動費

児童生徒が学校行事として実施される遠足、社会科見学、芸術鑑賞会、特別支援学級における合同宿泊学習等の校外活動に参加した場合における交通費、見学料、宿泊費等の保護者が負担すべき費用

(4) 修学旅行費

児童生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回）に参加した場合における交通費、見学料、宿泊費等の保護者が負担すべき費用

(5) 自然教室費

児童生徒が自然教室（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回）に参加した場合における交通費、見学料、宿泊費等の保護者が負担すべき費用

(6) 体育実技用具費

原則、中学1年とし、体育の授業で使用する柔道着の購入費

(7) 生徒会費

中学生のみとし、生徒会費として保護者が負担すべき費用

(8) 学校給食費

児童生徒の食した分の給食費

(9) 医療費

児童生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定められている疾病に罹患した場合の医療費

別表第3（第4条関係）

援助費の 区分		対象学年	支給内容		備 考
			年 額（円）	月 額（内 訳）	
1	学用品 及び通 学用品 費	小学1年	12,970	1,470円×1か月 ＋1,150円×10か月	
		小学2～6年	15,200	3,700円×1か月 ＋1,150円×10か月	
		中学1年	24,560	2,560円×1か月 ＋2,200円×10か月	
		中学2、3年	26,790	4,790円×1か月 ＋2,200円×10か月	
2	新入学 児童生 徒学用 品費	小学1年	20,470		4月認定 者のみ対 象
		中学1年	23,550		
3	校外活 動費	小学全学年 中学全学年	実費		実施後支 給
4	修学旅 行費	小学6年 中学3年	実費		要保護者 も対象 実施後支 給
5	自然教 室費	小学5年 中学2年	実費		要保護者 も対象 実施後支 給
6	体育実 技用具 費	中学全学年	上限4,300		原則中学 1年のみ
7	生徒会 費	中学全学年	実費		

8	医 療 費	小学全学年 中学全学年	医 療 券 発 行		要 保 護 者 も 対 象
9	学 校 給 食 費	小学全学年	現 物 支 給	4,000円×11か月	学 校 指 定 口 座 へ 振 込 み
		中学全学年		4,800円×11か月	